

告 示

埼玉県告示第八百五十号

測量計画機関である桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市大字下日出谷の一部

四 作業期間

平成三十年八月一日から平成三十一年三月二十五日まで